

第 26 号議案

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の件
 執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
(1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）		(1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）	
附属機関	担任する事務	附属機関	担任する事務
[略]	[略]	[略]	[略]
<u>神戸市交通空白地有償運送運営協議会</u>	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号） <u>第49条第1号</u> に規定する <u>交</u>	<u>神戸市公共交通空白地有償運送運営協議会</u>	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号） <u>第49条第2号</u> に規定する <u>公</u>

	<u>通空白地有償運送</u> についての調査審議に関する事務
神戸市福祉有償運送運営協議会	道路運送法施行規則 <u>第49条第2号</u> に規定する福祉有償運送についての調査審議に関する事務
[略]	[略]
神戸市指定難病審査会	[略]
神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会	神戸市役所本庁舎2号館の再整備に係る事業者の選定に関する事項についての調査審議に関する事務

(2)、(3) [略]

(4) 教育委員会の附属機関

附属機関	担任する事務
[略]	[略]
神戸市指導力向上審査委員会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号） <u>第25条第3項</u> に規定

	<u>公共交通空白地有償運送</u> についての調査審議に関する事務
神戸市福祉有償運送運営協議会	道路運送法施行規則 <u>第49条第3号</u> に規定する福祉有償運送についての調査審議に関する事務
[略]	[略]
神戸市指定難病審査会	[略]

(2)、(3) [略]

(4) 教育委員会の附属機関

附属機関	担任する事務
[略]	[略]
神戸市指導力向上審査委員会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号） <u>第25条の2第3項</u> に

	する指導改善研修に関する計画書についての調査審議に関する事務		規定する指導改善研修に関する計画書についての調査審議に関する事務
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1号の表に神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会の項を加える改正規定は令和4年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定により置かれている神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会は、この条例による改正後の執行機関の附属機関に関する条例第1条第1項の規定により置かれる神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

理 由

既に設置している附属機関の設置期間が2年を超えること等に伴い、条例を改正する必要があるため。